中央防災会議幹事会設置要綱の改正について（案）

１．概要

防災庁設置法が令和８年１１月２日に施行されたことに伴い、中央防災会議幹事会設置要綱（以下「幹事会設置要綱」という。）について所要の改正を行う。

２．具体的な改正内容

幹事会設置要綱第２中「内閣府大臣政務官（防災担当）」を「防災庁大臣政務官」に、「内閣府防災監」を「防災庁事務次官」に改める。

第２及び第５中「内閣府政策統括官（防災担当）」を「防災庁統括官」に改める。

改正後	現行
中央防災会議幹事会設置要綱 平成１２年１２月５日 中央防災会議決定 一部改正　平成１３年　１月２２日 一部改正　令和６年　５月３１日 一部改正　令和７年　６月１２日 一部改正　令和８年　月　日	中央防災会議幹事会設置要綱 平成１２年１２月５日 中央防災会議決定 一部改正　平成１３年　１月２２日 一部改正　令和６年　５月３１日 一部改正　令和７年　６月１２日
１．（略） ２．構成 幹事会は下記の者から構成される。 会長：防災大臣政務官 顧問：内閣危機管理監 ：防災庁事務次官 副会長：防災庁統括官 ：消防庁次長 幹事：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 288 号）第 12 条第８項の規定に基づき、内閣総理大臣が別に任命する者 なお、顧問は、幹事会の会長に	１．（略） ２．構成 幹事会は下記の者から構成される。 会長：内閣府大臣政務官（防災担当） 顧問：内閣危機管理監 ：内閣府防災監 副会長：内閣府政策統括官（防災担当） ：消防庁次長 幹事：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 288 号）第 12 条第８項の規定に基づき、内閣総理大臣が別に任命する者 なお、顧問は、幹事会の会長に

広く意見を述べることができるものとする。 ３．～４．（略） ５．庶務 幹事会の庶務は、防災庁統括官が行うものとする。	広く意見を述べることができるものとする。 ３．～４．（略） ５．庶務 幹事会の庶務は、内閣府政策統括官（防災担当）が行うものとする。